

次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の骨子案について

1 要旨・目的

本県における子供・子育てに係る分野別計画である「ひろしま子供の未来応援プラン（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」の計画期間が終了するため、子供・子育て施策を総合的に推進するための次期計画を策定することとし、骨子案を整理する。

2 現状・背景

- 「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン（計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）」における子供・子育てに係る分野別計画として、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「ひろしま子供の未来応援プラン」を策定した。
- このプランに基づき、「すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現」を目指して、子供たちを社会全体で育てていくための様々な施策を総合的に推進している。

3 骨子案の概要

(1) 計画期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

(2) 策定に当たっての考え方

- 令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく「こども計画」のほか、「子ども・子育て支援事業支援計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「成育医療等基本計画」、「社会的養育推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子ども・若者計画」としても位置付ける。
- これまでの取組の成果や課題を把握するとともに、各種調査結果、社会情勢の変化、こども大綱等も踏まえ、施策体系を見直し、子供・子育て施策を総合的に推進する。

【基本理念】

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現

(3) 取組の方向

- 現行計画の振り返りを踏まえた課題に取り組むとともに、次の現状等を踏まえ、ひとり親家庭への支援、子供の悩みに対する支援・居場所の充実、就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境整備などについて追加・拡充する。

《各調査結果や社会情勢の変化を踏まえた現状》

(ア) 少子化の進展

- ・ 令和5年の合計特殊出生率は、過去最低であった平成16年に並び1.33。既婚者の約3割が希望の子供数を持てておらず、その理由は経済的負担が最も多い（子供がいない夫婦では「欲しいができない」「不妊治療の負担」が上位）。

(イ) ライフスタイルの多様化、格差

- ・ 「結婚し、子供を持つが、仕事も続ける」というライフコースを希望する男女が増加するとともに、共働き世帯の割合が増加している。

- ・ ひとり親家庭の子供は、ふたり親家庭の子供と比べて、授業の理解度や大学以上の進学希望者の割合が低いなど、家庭の状況が子供の学力等に影響を与えている傾向がある。

(ウ)保護者・子供の悩み

- ・ 育てにくさを感じた時の解決方法を知らない保護者や、子育てに関して相談できる相手がいない保護者が存在する。
- ・ 児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの増加、ヤングケアラー等、子供・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化している。
- ・ 悩みごとがあるとき相談できる相手がいない子供が存在する。子供食堂や無料の学習教室など、何らかの「居場所」を利用したことのある子供では、6～8割が良い変化があったと感じている。

(エ)子供の意見

- ・ 小中高校生へのアンケート調査において、特に力を入れてほしい本県の子供に関する政策については、「小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつける」が最も回答割合が高い。

(オ)こども基本法施行、こども大綱策定

- ・ 令和5年4月にこども基本法が施行、同年12月に「こども大綱」が策定され、国において「こどもまんなか社会」の実現を目指してこども施策が総合的に推進されている。

- 子供・子育てに係る施策を総合的に推進する中でも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である「乳幼児期における取組」と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待をはじめとした様々な困難から「子供・若者を守る取組」に、特に注力していく。
- なお、少子化対策については、車座会議や特設サイトを通じて県民の意見を聞きながら、今後注力する施策の方向性を検討しているところであり、検討結果に応じて、基本理念や注力する分野、具体的な施策等について、計画素案の段階で改めて整理する。

【目指す社会像】

- ・ すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。
- ・ 地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供たちと子育て家庭が、安心して暮らしています。また、結婚・妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。
- ・ 様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

(4) 根拠法令

こども基本法

子ども・子育て支援法

次世代育成支援対策推進法

子どもの貧困対策の推進に関する法律

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

母子及び父子並びに寡婦福祉法

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

子ども・若者育成支援推進法

4 スケジュール

区分	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	計画骨子案整理					計画素案整理					パブリックコメント	
生活福祉 保健委員会	策定 方針					骨子案			素案			計画策 定
人口減少対策・ こども政策推進 特別委員会		策定 方針					骨子案			素案 (予定)	集中審議 (予定)	
広島県子ども・ 子育て審議会					第1回 (骨子案協議)			第2回 (素案協議)				第3回 (最終案)

次期「ひろしま子供の未来応援プラン」 骨子案

1 趣旨

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン(計画期間:令和3年度～令和 12 年度)」における子供・子育てに係る分野別計画として、次期「ひろしま子供の未来応援プラン」を策定する。

2 現状・背景等

人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイゼーションが急速に進み、個人の価値観・ライフスタイルも多様化している。

こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進するため、令和2年3月に「ひろしま子供の未来応援プラン」を策定し、次代を担う子供たちがたくましく健やかに生きていく力の育成や、安心して子供を生み育てられる環境の整備を推進してきた。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、今後予想される社会情勢や環境の変化等も踏まえ、新たなプランを策定する。

3 プランの位置付け

こども基本法に基づき都道府県が定めることとされている「こども計画」であり、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」としても位置付ける。

さらに、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「成育医療等基本計画」、「社会的養育推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子ども・若者計画」の内容も盛り込み、それぞれの計画としても位置付ける。

4 対象範囲

妊娠期から概ね 30 歳未満の全ての子供・若者と子育て家庭及び子供・若者を取り巻く社会の全ての構成員

5 計画期間

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度(5年間)

1 現行プランの振り返り

2 現状等を踏まえた見直しの方向

- (1) 広島県の現状、各調査結果等
- (2) 特に考慮する社会情勢の変化
- (3) 次期プランに追加・拡充する事項等

3 次期プランの方向性・骨子案

1 現行プランの振り返り

2 現状等を踏まえた見直しの方向

(1) 広島県の現状、各調査結果等

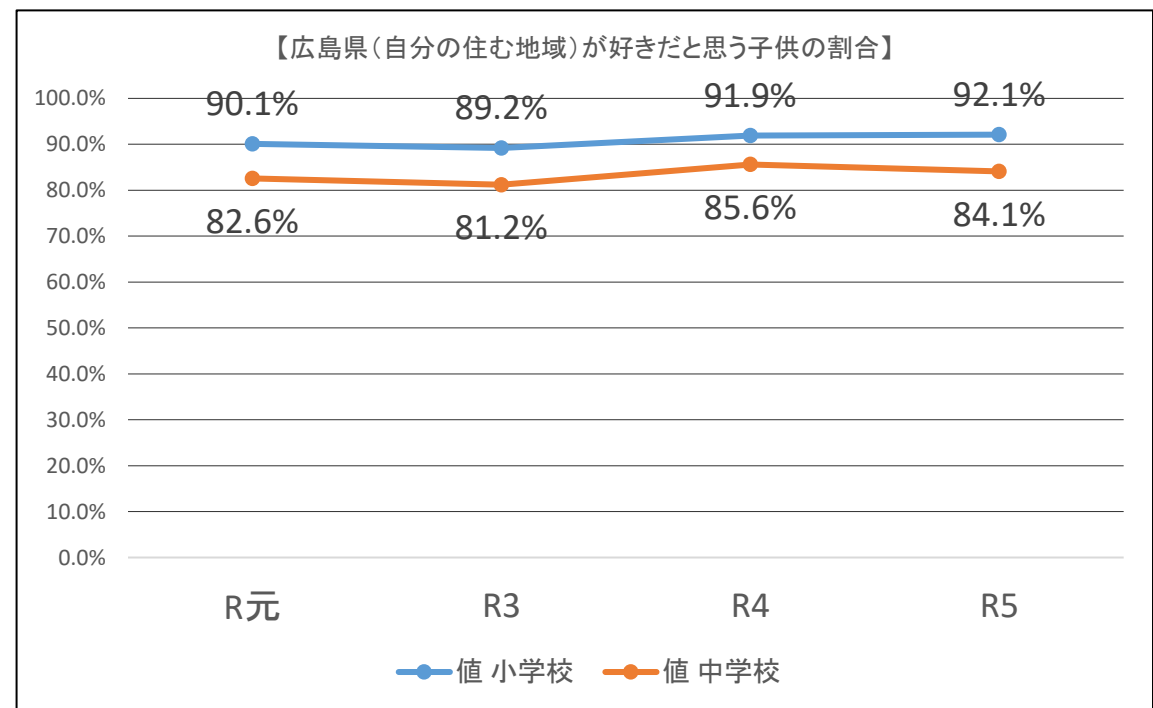
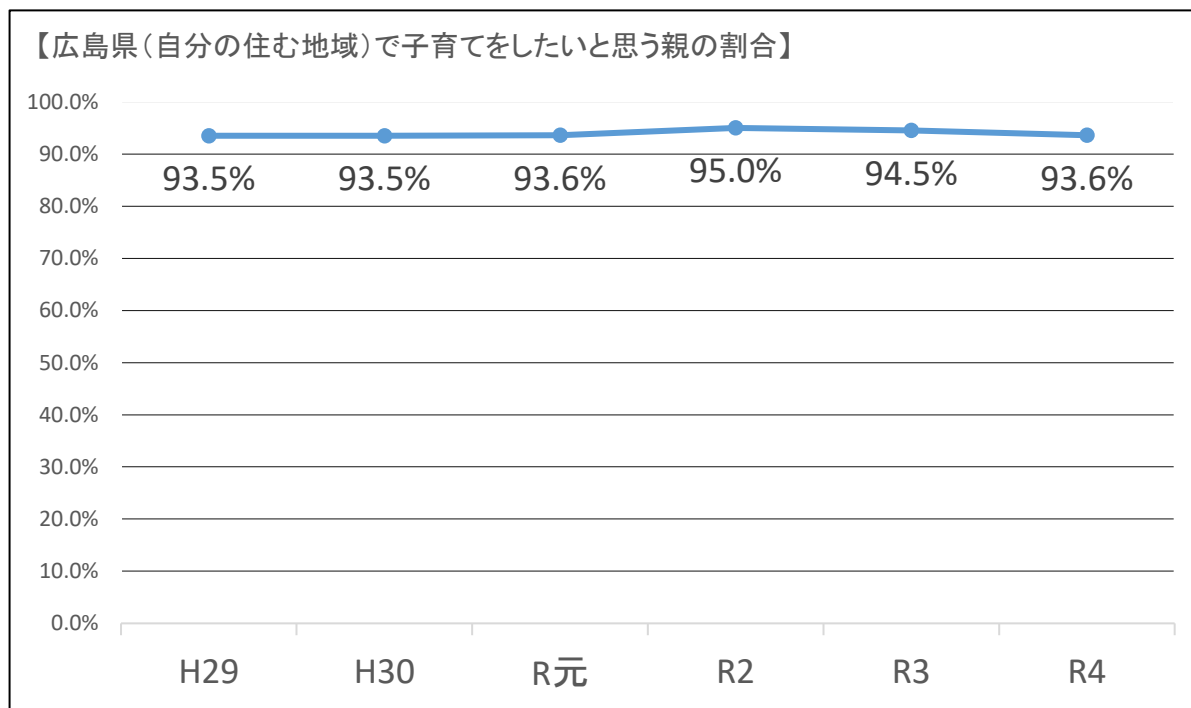
(2) 特に考慮する社会情勢の変化

(3) 次期プランに追加・拡充する事項等

3 次期プランの方向性・骨子案

目指す社会像とモニタリング指標

将来にわたって目指す社会像	すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現
モニタリング指標の状況	- 広島県(自分の住む地域)で子育てをしたいと思う親の割合 ・ほぼ横ばいで推移しており、計画策定前の水準を維持している。 - 広島県(自分の住む地域)が好きだと思う子供の割合 ・R2年度は新型コロナウイルスの影響で調査を中止し、その翌年は小学校・中学校とも「広島県が好きだと思う子供の割合」が減少しているが、R4年度、R5年度はプラン策定前に比べて増加している。



現行プランの施策体系

将来にわたって目指す社会像

すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現

領域Ⅰ

子供たちが健やかにたくましく育ち、
生きていく力

（目指す社会像）

すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

領域Ⅱ

子供たちが生まれ育つ環境

（目指す社会像）

地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができています。

1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

2 子供の居場所の充実

3 子育てを応援する職場環境の整備

4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

領域Ⅲ

配慮が必要な子供たちが自らの可能性を
最大限高めることができる環境

（目指す社会像）

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高められています。

1 児童虐待防止対策の充実

2 社会的養育の充実・強化

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

4 障害のある子供への支援

領域ごとの振返り

- ・領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力
- ・領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境
- ・領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

領域Ⅰ① 成果指標の達成状況

領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

柱	目指す姿	成果指標		当初値	目標値(R5)	実績値(R5)	達成状況
柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進	▶ 県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、各園・所等における「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力の育成に向けた取組が進んでいます。	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合		74.1%(H30)	80.0%	82.2%	○
柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	▶ 全ての子供たちに、基礎的な学力の定着が図られています。	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合(小学校)		13.9%(R1)	12.0%	13.8%	×
		全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合(中学校)		18.8%(R1)	17.0%	22.2%	×
	▶ 全ての子供たちがこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力(思考力や表現力、コミュニケーション能力など)を伸ばしています。	「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合(小学校)		71.1%(R1)	75.0%	72.9%	×
		「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合(中学校)		64.6%(R1)	72.0%	65.9%	×
		「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合(高等学校)		62.1%(H30)	68.0%	68.8%	○
		外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合		65.6%(H30)	72.1%	72.0%	△
	▶ 子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育の実現に向けて、こうした学びのセーフティネットの構築や生活習慣づくりの形成が図られています。	いじめの解消率(公立小・中・高・特別支援学校)		83.0%(H30)	83.4%(R4)	73.8%(R4)	×
		不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合(公立小・中学校)		51.2%(H30)	52.4%(R4)	50.3%(R4)	×
		中途退学率(公立高等学校)		1.1%(H30)	0.9%(R4)	0.9%(R4)	○
		新規高等学校卒業者就職率		99.1%(H30)	全国平均(98.0%)以上	99.6%	○
		新規高等学校卒業者の3年以内の離職率		36.0%(H27)	全国平均(37.0%)以下	35.4%	○
		運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合(公立中学校第2学年)	男子	10.3%(H30)	5.0%	9.8%	×
			女子	19.2%(H30)	10.0%	21.4%	×
		県内児童(小学6年生)の朝食欠食率		4.4%(R1)	4.3%(R4)	5.6%(R4)	×

領域Ⅰ②－１ 柱ごとの振り返り（柱１ 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進）

領域Ⅰ/柱１ 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

【成果・要因分析・課題】（成果は太字マーカ―、要因分析・課題は下線）

- 園・所等における子供の育ちや学びを客観的に見取り、教育・保育の質の改善に生かすために開発したツール（育みシート・指標）を活用した研修の実施、幼保小連携・接続の推進等により、**「乳幼児期に育みたい「5つの力」が育まれている年長児の割合」は目標を上回っている**。今後は、幼児教育アドバイザー訪問や各種研修等を通じて、一人一人の子供の見取りや、日々の教育・保育の振り返りに育みシート・指標の活用を提案するなど、保育改善や授業改善に向けた実践的な取組を広げていく必要がある。
- 家庭教育の支援については、乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方である「遊びは学び」に係る啓発資料の作成や動画配信、親子が一緒に遊ぶことで保護者が体感的に理解するための「あそびのひろば」の開催により、**保護者の「遊びは学び」への理解が広がってきている**ものの、十分ではない。引き続き、より多くの保護者への理解浸透を図るため、企業と連携した身近な生活の場での広報や、各市町の子育て支援・家庭教育支援関係者による「あそびのひろば」の主体的な開催を支援するなど、県全体の取組へ広げていく必要がある。

【対応方針】

- 乳幼児期の教育・保育の充実については、各園所において、一定水準以上の質の高い教育・保育が行われながら、計画的に人材育成が図られるよう支援するとともに、各学校において、幼保小連携を前提とした、乳幼児教育の基本的な考え方を生かした教育活動が行われるよう取り組む。
- 家庭教育の支援については、子育て家庭が、身近な地域において多様な支援を受けることができるよう、市町行政担当者に対する、子育て支援・家庭教育支援の理解促進と支援体制の構築を支援する。

領域Ⅰ②ー２ 柱ごとの振り返り（柱２ 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成）

領域Ⅰ/柱２ 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

【成果・要因分析・課題】

- 各学校において、「学びの变革」に向けた仕組が完成し、主体的な学びについて県内全体で着実に理解が進んでいるが、総合的な学習（探究）の時間等と各教科の学習との往還が十分に図られていない、学校の実態や教員の力量によって、実践や校内研修の質に差があるなど、主体的な学びの深まりや広がり十分でない状況がある。各学校において教科指導力の向上や授業作りの改善に向けた取組、人材育成を進める必要がある。
- 不登校SSR推進校の拡充や、SCHOOL“S”における対面とオンラインの両面からの支援により、学びの場の選択肢が広がりつつあり、子供にとって社会とつながりを持つ居場所の一つになっている。一方で、社会とのつながりが持てていない児童生徒への支援や、複雑化・多様化する事案に対する教育相談体制が十分でない状況があり、不登校等児童生徒にとって魅力的な居場所づくりや、市町教育委員会等の支援体制整備を図るとともに、SC等の配置拡大や専門的知識及び技能の向上に取り組む必要がある。
- 「広島県学びの基盤に関する調査」を開発し、児童のつまずきを把握するための手法として各校の活用を促しているが、各学校に十分浸透していないため、調査を活用した効果的な個別の支援や、実践事例の活用について広く普及する必要がある。
- 運動やスポーツが好きな児童生徒を増加させるため、遊びを通じて体の使い方を学ぶ機会の増加、授業内容を改善・充実させる必要がある。朝食の大切さへの理解が浸透していない。

【対応方針】

- 主体的な学びを促す教育活動の推進については、教科等横断的な視点での各学校のカリキュラムの質的改善を図るとともに、研修等の実施により、若手教員の育成に取り組む。
- 教育相談体制の充実については、SSRの設置促進や教育支援センターの充実により、不登校等児童生徒の支援の在り方・考え方を県全体に普及するとともに、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力の向上や、SC、SSWの人材確保、専門性の向上に取り組む。
- 個々の児童生徒のつまずきに対応した指導については、「広島県学びの基盤に関する調査」の趣旨や実践事例について普及するとともに、日本語指導が必要な児童生徒を担当する教員への日本語指導への理解促進に取り組む。
- 幼少期・小学校期の運動やスポーツに接する機会の促進、研修を通じた教員の指導力向上に取り組む。
- 食の楽しさを実感するため「共食」の機会の増加に取り組むとともに、学校、企業、地域等と連携し、正しい知識の発信と実践事業に取り組む。

領域Ⅰ③ 成果と課題・次期プランの取組の方向

領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

現行プランの成果と課題

成果

- (乳幼児期の質の高い教育・保育の推進)
- 園・所等における子供の育ちや学びを客観的に見取り、教育・保育の質の改善に生かすために開発したツールを活用した研修の実施、幼保小連携・接続の推進等により、県内の園・所等において、「乳幼児期に育みたい「5つの力」」の育成が進んでいる。
- (キャリア教育・職業教育の推進)
- 個々の生徒の希望職種や適正に応じた求人開拓等の個別支援の強化により、新規高等学校卒業者就職率や3年以内の離職率は目標を達成している。

課題(ポイントとなる部分に下線)

- (主体的な学びを促す教育活動の推進)
- 各学校間において、「主体的な学び」を取り入れたカリキュラム・マネジメントへの取組に差があり、児童生徒の「主体的な学び」の定着に結び付いていない場合がある。各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立や、人材育成の取組を進め、探究的な学びを充実させる必要がある。
- (生徒指導及び教育相談体制の充実)
- 社会とのつながりが持てていない児童生徒への支援が十分でないことや、複雑化・多様化するいじめ等の事案への対応に時間を要する状況があり、いじめの解消率や、不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合が低下している。不登校等児童生徒にとって魅力的な居場所づくりや、市町教育委員会等の支援体制整備を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置拡大や専門的知識及び技能の向上に取り組む必要がある。
- (児童生徒の学習のつまずきに対応した指導)
- 「広島県学びの基盤に関する調査」を開発し、児童のつまずきを把握するための手法として各校の活用を促しているが、各学校に十分浸透しておらず、「全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合」は改善していない。調査を活用した効果的な個別の支援や、実践事例の活用について広く普及する必要がある。
- (運動習慣の確立、健康・生活習慣づくり)
- 運動やスポーツが好きな児童生徒を増加させるため、遊びを通じて体の使い方を学ぶ機会の増加、授業内容を改善・充実させる必要がある。朝食の大切さへの理解が浸透していない。

次期プランの取組の方向

- (主体的な学びを促す教育活動の推進)
- 教科等横断的な視点での各学校のカリキュラムの質的改善を図るとともに、研修等の実施により、若手教員の育成に取り組む。
- (生徒指導及び教育相談体制の充実)
- スペシャルサポートルームの設置促進や教育支援センターの充実により、不登校等児童生徒の支援の在り方・考え方を県全体に普及するとともに、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力の向上や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保、専門性の向上に取り組む。
- (児童生徒の学習のつまずきに対応した指導)
- 「広島県学びの基盤に関する調査」の趣旨や実践事例について普及し、各校での効果的な活用や取組の改善を促すとともに、日本語指導が必要な児童生徒を担当する教員への日本語指導への理解促進に取り組む。
- (運動習慣の確立、健康・生活習慣づくり)
- 幼少期・小学校期の運動やスポーツに接する機会の促進、研修を通じた教員の指導力向上に取り組む。
 - 食の楽しさを実感するため「共食」の機会の増加に取り組むとともに、学校、企業、地域等と連携し、正しい知識の発信と実践事業に取り組む。

領域Ⅱ① 成果指標の達成状況

領域Ⅱ 子供たちが生まれ、育つ環境

柱	目指す姿	成果指標	当初値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成状況
柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実	▶ 子育て家庭は、自分の住む地域で相談がしやすくなった、必要な情報や必要な支援などを受けられることが多かった、子供たちの健やかな育ちに関わる人達が増えているなどの変化を実感しています。	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	80.0%(R1)	84.0%	79.6%	×
	▶ 妊産婦は、県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けることができおり、周産期死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準の周産期医療が提供されています。	周産期死亡率	3.4	直近5年間の平均値を現状値以下	3.4(R4)	○
		妊産婦死亡率	0.8		2.1(R4)	△
	▶ 子供たちは、いざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができおり、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。	乳児死亡率(1歳未満)(出生1,000対)	1.9	直近5年間の平均値を現状値以下	1.6(R4)	○
		幼児死亡率(5歳未満)(幼児人口1,000対)	0.52		0.38(R4)	○
		小児死亡率(15歳未満)(小児人口1,000対)	0.21		0.18(R4)	○
柱2 子供の居場所の充実	▶ 子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができおり、安心して子育てができていると実感しています。	保育所の待機児童数(4/1時点)	128人(H31.4)	0人(R6)	0人(R6)	○
	▶ 子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていると実感しています。	放課後児童クラブの低学年待機児童数(5/1時点)	6人(H31.4)	0人	26人	×
柱3 子育てを応援する職場環境の整備	▶ 子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境へと変化が進んでいます。	デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業の割合(R2年度までは「働き方改革に取り組む企業の割合」)	–	40.0%(R4)	42.5%(R4)	○
	▶ 男性従業員が安心して子育てに携わる機会が確実に増えています。	男性の育児休業取得率	7.3%(R1)	15.0%(R4)	33.1%(R4)	○
柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	▶ 地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が73.8%になっています。	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	67.8%(R1)	72.6%	76.3%	○

(○:達成、△:概ね達成(未達だが順調に推移(又は低水準を維持)しているもの)、×:未達)

領域Ⅱ②－１ 柱ごとの振り返り（柱１ 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実）

領域Ⅱ/柱１ 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

【成果・要因分析・課題】（成果は太字マーカ―、要因分析・課題は下線）

- **ネウボラ実施市町数は着実に増加している**が、ネウボラ未実施市町においては面談や状況把握が不十分で必要な支援につながられていない場合がある。また、実施市町においても、ネウボラ相談員の理念や価値の理解不足によりサービスに統一感がない、関係機関との情報共有が不足しているなど、市町によって取組にバラツキがあり、子育て家庭にとってネウボラが相談先として認識されていない場合がある。
- **子供の予防的支援の取組を行っている市町では、これまで把握していなかった支援が必要な子供を新たに把握し、ニーズに応じた利用制度を情報提供や担当部署へ接続することで、親の不安解消につなげることができており、他の市町においても、多面的なアセスメントにより時機を逸しない支援を実施できる体制を構築する必要がある。**
- 広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンターの運営やリトルベビーハンドブックの配布など、支援が必要な乳幼児の把握・支援に取り組んでいるが、支援が必要な妊産婦や乳幼児が早期に十分な支援につながれず、保護者が不安をかかえている場合があるため、引き続き、関係機関との連携のもと、対象者を漏れなくフォローする体制の円滑な運用を進める必要がある。
- **周産期医療体制及び小児医療提供体制の整備が進み、周産期死亡率及び、乳幼児、小児死亡率は低い水準を維持している**一方で、産科及び産婦人科、小児科の病院勤務医師数は全国平均を下回り、適切な医療や次代の人材育成に影響があるなど、機能の継続的な維持が懸念されるため、今後、出生数や小児人口のさらなる減少や、圏域ごとの需要の差が拡大していく中であっても、各圏域の中核となる医療機関で、質の高い周産期医療・小児医療が受けられる状態とする必要がある。

【対応方針】（拡充する取組に下線）

- 定期的に面談を行い、信頼関係を構築することで、子育て家庭の不安感を軽減し、リスクの早期発見・早期支援を行うため、ひろしまネウボラの取組の強化を図りながら、全県展開を進めるとともに、福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた子供たちを多面的・継続的に見守り支援する仕組みの構築及び実施市町の拡大に取り組む。
- 妊産婦や乳幼児を漏れなくフォローできるよう、引き続き、市町や医療機関等の関係機関との連携を強化し、低出生体重児や多胎児等、発育、発達、疾患等の配慮が必要な乳幼児や保護者への支援の充実を図る。
- 周産期医療、小児医療については、医療機能の維持・強化を図るため、各圏域の中核となる病院へ集約化・重点化に向け、一体的な検討を進める。

領域Ⅱ/柱2 子供の居場所の充実

【成果・要因分析・課題】

- 保育所、認定こども園の整備や保育コンシェルジュの配置等により、**令和6年4月1日時点で待機児童は解消された**が、保育ニーズの多様化に応じた施設や運営体制を確保するとともに、乳幼児期からの資質能力の育成を図るため、引き続き、保育の質の向上が必要となる。
- 保育士人材バンクを通じた保育士の確保等により**県全体の就業保育士数は目標を上回った**ものの、特定の地域への保育ニーズの集中や配置基準の見直し等により保育士不足が生じていることから、引き続き、潜在保育士や休職中の保育士の人材バンクへの登録の推奨や、学生の保育士としての就業への意欲を高めるなど、人材確保に取り組む必要がある。
また、保育士の早期離職や一斉退職などの問題も生じている。
- 放課後児童クラブは、施設整備や放課後児童支援員の育成に取り組んできたが、一部の市町において待機児童の解消には至っておらず、引き続き、施設の安定的な運営に向けた人材の確保が求められる。

【対応方針】

- 市町の子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）に基づく保育需要に応じた支援を行うとともに、引き続き、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備や、研修を通じた保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の資質向上、自然環境の中での体験活動を通じて子供たちの資質能力を育成する自然保育の充実に取り組む。
- 保育士の配置基準の改正や乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設等により今後さらに保育士が必要となるため、引き続き、保育士人材バンクをはじめ、潜在保育士の復職支援や就職説明会等の実施などにより、必要な保育士の確保に努めるとともに、保育士の処遇改善や離職防止のための職場環境づくりの推進に取り組む。
- 放課後児童クラブの安定的な運営に必要な人員を確保するため、支援員の認定資格研修及び資質向上研修に取り組むとともに、好事例の横展開や求人情報の提供により、市町の人材確保を支援する。

領域Ⅱ/柱３ 子育てを応援する職場環境の整備

【成果・要因分析・課題】

- コロナ禍を契機に普及したテレワーク等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や働きやすい職場環境づくりに取り組む企業は広がっているものの、働きがい向上に取り組み、経営メリットにつなげている企業は未だ低い水準にとどまっており、働き方改革を企業成長に生かす人的資本経営を促進していく必要がある。
- 県内企業の男性育児休業取得率は全国値を上回って上昇傾向で推移しているものの、職場の制度整備や育休中のフォロー体制が不十分などの状況があり、依然として女性の育児休業取得率に比べて低い水準にとどまっている。
- 一方で、改正育児・介護休業法の施行に伴い、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や男性の育児参画に対する意識醸成が進んでおり、このことを契機に希望する男性が育児休業を取得しやすくするための職場環境づくりをさらに推進する必要がある。

【対応方針】

- 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方など、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備を促進するとともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上など、企業価値の向上につながる人的資本経営を一層促進していく。
- 育児休業制度の周知を図るとともに、男性育児休業取得促進の取組事例を収集・発信することなどにより、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進する。

領域Ⅱ②－４ 柱ごとの振り返り（柱４ 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保）

領域Ⅱ/柱４ 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

【成果・要因分析・課題】

- 子育て家庭や妊産婦が対面以外でも交流・相談できる場の整備が進んだことなどにより、**地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合は増加している**が、一方で、子育て家庭のニーズは多様化しており、必要な支援やサービスに結び付けられていない場合があることから、社会から応援されていると感じられず、孤独や不安を感じている子育て家庭が一定数存在している。
全ての人が子供や子育て家庭を応援するといった社会全体の意識改革を進め、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成するとともに、子育て家庭のニーズに対応した多様な選択肢を提供し、相談窓口や交流場所等の一層の周知を図る必要がある。
- 防災教育、犯罪防止教室の実施など、学校や地域において子供を災害や、犯罪被害から守る取組が推進されているが、コロナ禍での取組の停滞も影響し、子供たちの防犯意識や情報モラルなどの規範意識の向上に至っていない状況がある。また、子供たち一人一人が、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力や情報通信環境の変化に対応したインターネットの利用法を身に付ける必要がある。

【対応方針】

- イクちゃんサービスの更なる普及促進や県民への啓発の実施など、子育て家庭を応援する取組を強化し、社会全体で子育てを応援する気運の醸成や、子育て家庭のニーズに応じた支援ツールの提供、情報発信に取り組むとともに、子育て家庭が外出しやすいまちづくりに向け、引き続き、公共交通機関や都市公園等のバリアフリー化を推進する。
- 学校や地域、関係団体等と連携し、犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化する。インターネットの適正利用については、子供の発達段階に応じた啓発活動を継続していくとともに、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を進める。

領域Ⅱ③ 成果と課題・次期プランの取組の方向

領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

現行プランの成果と課題	次期プランの取組の方向
成果 (子育てを応援する職場環境の整備) ○ デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業の割合が増加し、県内企業の働き方改革が着実に進むとともに、男性の育児休業率が全国を上回るなど、男性従業員が安心して子育てに携わる機会が着実に増加している。 (子供と子育てにやさしいまちづくり) ○ 子育て家庭が外出しやすい環境の整備や、子育て家庭や妊産婦が対面以外でも交流・相談できる場の整備が進んだことにより、地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えている。 (質の高い保育の提供体制の確保) ○ 保育所、認定こども園の整備及び保育士人材バンクによる保育士の確保により、令和6年4月1日時点では待機児童は解消された。	(妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり) ○ 定期的に面談を行い、信頼関係を構築することで、子育て家庭の不安感を軽減し、リスクの早期発見・早期支援を行うため、ひろしまネウボラの取組の強化を図りながら、全県展開を進めるとともに、福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた子供たちを多面的・継続的に見守り支援する仕組みの構築及び実施市町の拡大に取り組む。
課題(ポイントとなる部分に下線) (妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり) ○ <u>ネウボラ未実施市町において子育て家庭との面談や状況把握が不十分で必要な支援につなげられていない場合がある他、実施市町においても、ネウボラ相談員の理念や価値の理解不足によりサービスに統一感がない、関係機関との情報共有が不足しているなど、市町によって取組にバラツキがあり、子育て家庭にとってネウボラが相談先として認識されていない場合があり、子育て家庭が安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合の増加に至っていない。</u> (質の高い保育の提供体制の確保) ○ <u>保育施設の整備や保育士の確保により、令和6年4月1日時点で待機児童は解消されたが、引き続き、保育ニーズの多様化に応じた施設や運営体制を確保するとともに、乳幼児期からの資質能力の育成を図るため、保育の質の向上に取り組む必要がある。</u>また、放課後児童クラブについては、放課後児童支援員の有資格者の不足や定着率の悪さにより、待機児童の解消に至っていない。	(質の高い保育の提供体制の確保) ○ 必要な保育士の確保に努めるとともに、多様なニーズに応じた保育環境の整備や、研修を通じた保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の資質向上に取り組む。また、放課後児童クラブの安定的な運営に必要な人材確保に取り組む。

領域Ⅲ①－１ 成果指標の達成状況

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

柱	目指す姿	成果指標	当初値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成 状況
柱1 児童虐待 防止対策の充 実	▶ 体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合が8割を超えています。	体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.0%(H29)	81.0%(R4)	80.1%(R4)	△
	▶ 全ての市町においては、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、ネウボラ(子育て世代包括支援センター)等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができています。	「子ども家庭総合支援拠点」設置市町数	1市町(H30)	23市町	22市町	△
	▶ こども家庭センターでは、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に対応するため、児童福祉司等の専門職の確保・育成や業務の効率化、組織の見直し等により、専門性や体制が強化されています。	児童虐待により死亡した子供の人数	0人(H30)	0人	0人	○
柱2 社会的養 育の充実・強化	▶ 里親は、不安や負担感が軽減され養育することができるようになるとともに、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1%(H30)	28.2%	20.1%	×
	▶ 個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。	施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホームで生活する子供の割合	4.9%(H30)	12.5%(R4)	8.6%(R4)	×
	▶ 全ての児童養護施設において、必要に応じて弁護士など第三者が、子供の意見を聞き、代弁(アドボケイト)する取組が進んでいるほか、児童養護施設等を退所した後も、自立援助ホーム等による自立支援を受けることができる機会が増えています。	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	34.3%	41.4%(R4)	29.8%(R4)	×
柱3 ひとり親 家庭の自立支 援の推進	▶ ひとり親家庭の半数が、実効性のある形で養育費・面会交流の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。	養育費の取り決め状況(取り決めをしている割合)	42.1%(R1)	52.7%(R6)	今年度実施する「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」で判明	—
		面会交流の取り決め状況(取り決めをしている割合)	29.6%(R1)	40.2%(R6)		—
	▶ ひとり親家庭は、必要な情報や適切な支援を受けられ、子供の自立に向けて必要な取組が充実してきていると実感しています。	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	52.2%(R1)	58.8%(R6)		—

(○:達成、△:概ね達成(未達だが順調に推移(又は低水準を維持)しているもの)、×:未達)

領域Ⅲ①－２ 成果指標の達成状況

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

柱	目指す姿	成果指標	当初値	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成 状況
柱4 障害のある子供への支援	▶ 障害児及びその家族は、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。 ▶ 医療的ケアを日常的に必要なとする障害児とその家族は、在宅で必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。 ▶ 発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。	在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数	47人(H30)	88人	67人	×
		発達障害に係る1か月以上の初診待機者数(推計値)	2,728(H29)	860人	2,234人	×
		個別の教育支援計画作成率(公立幼稚園等)	97.2%(H30)	99.5%	100%	○
	▶ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている割合及び校種間での引継ぎに活用されている割合が毎年度着実に向上しています。	個別の教育支援計画作成率(公立小学校)	87.0%(H30)	97.5%	100%	○
		個別の教育支援計画作成率(公立中学校)	85.7%(H30)	97.5%	100%	○
		個別の教育支援計画作成率(公立高等学校)	77.4%(H30)	87.5%	100%	○
		個別の指導計画作成率(公立幼稚園等)	99.5%(H30)	100%	100%	○
		個別の指導計画作成率(公立小学校)	95.8%(H30)	99.0%	100%	○
		個別の指導計画作成率(公立中学校)	94.0%(H30)	99.0%	100%	○
		個別の指導計画作成率(公立高等学校)	88.2%(H30)	95.0%	100%	○
	▶ 生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。	特別支援学校教諭免許状保有率(小・中学校通級による指導の担任教員)	67.9%(H30)	80.0%	48.4%	×
		特別支援学校教諭免許状保有率(小・中学校 特別支援学級担任)	32.3%(H30)	60.0%	27.4%	×
		特別支援学校教諭免許状保有率(特別支援学校の教員)	81.0%(H30)	100%	81.1%	×
	▶ 特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。	特別支援学校高等部(本科)における就職希望者のうち、就職した者の割合	100%(H30)	100%	100%	○

(○:達成、△:概ね達成(未達だが順調に推移(又は低水準を維持)しているもの)、×:未達)

領域Ⅲ②－１ 柱ごとの振り返り（柱１ 児童虐待防止対策の充実）

領域Ⅲ/柱１ 児童虐待防止対策の充実

【成果・要因分析・課題】（成果は太字マーカー、要因分析・課題は下線）

- 虐待予防の啓発に取り組んだ結果、**体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は増加している**が、体罰等を肯定している親や、子育ての困り感・育てにくさ等からやむを得ず体罰等をしている親が一定数いることから、子供への体罰の悪影響や相談窓口等のさらなる周知が必要である。
- 県こども家庭センターや市町の機能強化のほか、関係機関と連携した未然防止や早期支援に取り組み、**児童虐待により死亡した子供の人数は0を維持している**。一方、相談件数が年々増加し、相談内容も多様化・複雑化する中で、県こども家庭センターにおいては、市町と役割分担し、保護や親子分離を要するなど高い専門性が必要な事案に注力することが求められるため、専門職の確保や人材育成を促進するとともに、市町や民間との役割分担や協働を推進する必要がある。
- 市町においては、母子保健によるポピュレーションアプローチと児童福祉によるリスクアプローチの連携に課題がある場合や、市町に求められる児童福祉機能に必要な専門性の高い人材の確保・育成に苦慮している場合があるため、母子保健と児童福祉の包括的な支援体制を構築するとともに、市町職員の専門性の向上を図る必要がある。

【対応方針】（拡充する取組に下線）

- 子供への体罰の禁止や子供に及ぼす悪影響、望ましい子育て方法等について、子供や子育て世代を中心に、県民への周知を図り、早期の相談や、体罰・暴言等によらない子育てを推進する。
- 県においては、より専門性の高い相談援助業務を行うため、組織体制の強化や職員の専門性の向上を図る。また、県と市町との適切な役割分担と連携により、県全体の虐待防止体制の強化を図る。
- 市町においては、市町こども家庭センターを設置するとともに、職員の資質向上や要支援家庭のニーズに応じた事業の活用を進め、母子保健と児童福祉の包括的な支援体制を構築する。

領域Ⅲ②－２ 柱ごとの振り返り（柱２ 社会的養育の充実・強化）

領域Ⅲ/柱２ 社会的養育の充実・強化

【成果・要因分析・課題】

- **フォスティング業務の民間委託や広報・啓発により、里親登録数は1.5倍に増えている**ものの、里親の家庭状況の変化や養育経験・知識の不足等から子供の委託がすぐにできない場合や、委託後の養育に困難が生じるケースなどが多くあることから、里親委託率は伸び悩んでおり、里親制度に対する更なる理解の促進や里親へのより手厚い支援が必要である。
- **施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホームで生活する子供の割合は着実に増えている**が、子供たちにより家庭的な環境を提供するため、施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化を更に進めるとともに、より多くの専門性のある人材の確保・育成が必要である。また、児童養護施設等では、障害や被虐待歴があるなど、特別の支援を要する子供に対応するため、児童自立支援施設など専門性を有する施設との連携・役割分担が必要である。
- **自立援助ホームの設置数は目標を達成している**が、施設入所児童等が、自立した生活を送るための知識やスキルが十分に身に付いていない場合や、措置解除後もすぐに自立した生活が困難な場合があるため、施設等に入所中から将来を見据えた支援を行うとともに、退所した若者に適切な支援が行われるよう取り組む必要がある。

【対応方針】

- 里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取り組むとともに、市町や地域において、里親を支える環境づくりを進める。また、改正児童福祉法（令和6年4月施行）で新たに児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターの設置を促進し、里親支援センター、関係施設、市町、県こども家庭センターが連携・協働して里親を支援する体制を構築する。
- 社会的養護が必要な子供のうち里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、小規模化・地域分散化や多機能化に取り組む各施設への施設整備や運営、職員の確保・育成を支援する。また、特別な支援を要する子供に対応するため、児童自立支援施設を含む県内施設の役割分担や連携体制が構築できるよう検討を進める。
- 社会的養護のもとで生活している子供について、入所中から自立に必要な知識やスキルを身に付けられるように支援するとともに、関係機関と連携し、退所した若者のニーズに応じた生活、就学、就労などの支援が行える体制の構築に取り組む。

領域Ⅲ②－３ 柱ごとの振り返り（柱３ ひとり親家庭の自立支援の推進）

領域Ⅲ/柱３ ひとり親家庭の自立支援の推進

【成果・要因分析・課題】

- 母子家庭等就業・自立支援センター（広島県ひとり親家庭サポートセンター）で受ける相談件数は増加しており、相談の結果養育費や面会交流の取り決めに結びついた件数も増加傾向にある。一方で、離婚した子育て家庭の半数程度で養育費や面会交流の取り決めがなされておらず、引き続き、ひとり親になる前に、養育費や面会交流の必要性や意義、取り決め方法を学ぶ機会を確実に設けるとともに、取り決めに至るまでを継続的にフォローする体制を強化する必要がある。
- ひとり親家庭が市町の相談窓口やセンターにつながらず、支援策等が十分に活用されていない状況があるため、より相談しやすい体制を整備するとともに、相談先・支援策の広報周知等により、必要なサポートを受けられる仕組みを構築する必要がある。
- ひとり親家庭の子供は、経済的な理由や、学校以外での学習機会が少なく勉強についていくのが難しいなどの理由から、大学以上の進学希望者の割合がふたり親家庭に比べて低い傾向にあるため、就学支援に関する情報の提供や学習支援を行う必要がある。

【対応方針】

- 養育費や面会交流の必要性や意義、取り決め方法の啓発周知に引き続き取り組むとともに、取り決めまでを着実にフォローするため、支援メニュー等の活用促進を図る。
- センターや市町の相談窓口の広報周知、ひとり親を対象とした就労支援や経済的支援などのきめ細かな情報提供を行うとともに、市町の母子父子自立支援員の資質向上とセンターとの連携強化により、ひとり親家庭の個々のニーズに応じた相談支援体制を整備する。
- ひとり親家庭の子供が自ら希望する進路を考え、経済的な理由等によりあきらめずに済むよう、奨学金や就学支援制度などの情報を早い段階から提供するとともに、子供の学習機会の不足を補うための市町の取組を支援する。

領域Ⅲ②－４ 柱ごとの振り返り（柱４ 障害のある子供への支援）

領域Ⅲ/柱４ 障害のある子供への支援

【成果・要因分析・課題】

- 令和5年度に、広島県医療的ケア児支援センターを設置し、人材育成や市町支援、医療的ケアが必要な方の相談対応や情報発信に取り組んでおり、相談件数も増加傾向にある。一方、医療的ケアの専門性から、医療従事者の人材確保が難しいなどの理由により、医療短期型入所事業所の定員数が十分でなく、学校行事や土日などに定員を超える利用希望があるなど、必要な時に利用が難しい状況にあり、ニーズに対応できていない。医療型短期入所の定員数を増加させるとともに、一時預かりに対応する通所支援事業所の拡充など、レスパイトのニーズを充足する必要がある。
- 発達障害に係る受診が専門医療機関に集中し、これらの機関において長期の初診待機が生じており、専門医療機関の受診前に、的確なアセスメントや必要な支援へのつながりが十分行われる体制の構築など、地域における発達障害児の支援体制の現状や課題を明確化し、地域の実情に応じた専門性の高い相談支援体制の構築を支援する必要がある。
- 全ての小・中・高等学校において個別の教育支援計画が作成されているが、前籍校から提供を受けた個別の教育支援計画の活用が十分とはいえない状況があるため、個別の教育支援計画の内容を確実に引き継ぐよう、学校への指導・助言を行っていく必要がある。
- 現職教職員の資質向上を図ることを目的に免許法認定講習を実施しているが、小・中・義務教育学校の特別支援学級担任及び通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状未保有者の受講率が低い状況にある。特別支援学級等の担当教員においては、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はないこと、特別支援学級等の担当であっても次年度には担当でなくなる可能性があること、などの理由があり積極的な受講がなされていない状況がある。また、特別支援学校においては、人事異動等によって一定の免許状未保有者がいる状況がある。
- 特別支援学校高等部(本科)における就職希望者のうち、就職した者の割合は現状100%を達成しているが、コロナ禍の影響を受け、特別支援学校技能検定の受検機会や職場実習等の機会が減少したことから、生徒の就労意欲自体が低下している状況がある。

【対応方針】

- 医療型短期入所事業所の参入促進に向け、医療機関等への働きかけを行うとともに、医療的ケア児等の利用を対象とする通所支援事業所の拡充や、医療的ケアに対応できる看護職員等の人材育成を図る。
- 市町の地域支援体制の点検・評価、連携状況の把握・分析を行うツール(Q-SACCS)の活用促進や地域支援マネジャーの派遣を通じた、地域の実情に応じた支援体制の構築・強化を支援する。
- 個別の教育支援計画を校種間の接続や関係機関等との連携において活用することにより、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための支援体制の整備を進める。
- 免許保有率を向上させる取組として、引き続き、免許法認定講習を実施し、特に特別支援学級等の担当教員の免許状未保有者に対しては、機会を捉えて積極的な受講を促す。特別支援学級等の担当教員が講座で学んだ知識を活用できるよう、特別支援学級に関する実践的な内容を充実させることで、特別支援学級等の担当教員の受講促進を図る。加えて、免許法認定講習の受講希望者が講習を受講しやすい学校の体制づくりについて、学校管理職への理解・協力を得られるよう市町教育委員会と連携していく。また、特別支援学校の教員へ複数障害種の免許状の取得を促す取組を通じて、人事異動等による免許保有率への影響の軽減につなげる。
- 就職サポート隊ひろしま登録企業数を増加させることで、就業体験や職場実習の機会を増加させ、生徒の就職に対する意欲向上につなげる。

領域Ⅲ③ 成果と課題・次期プランの取組の方向

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

現行プランの成果と課題	次期プランの取組の方向
成果 (児童虐待防止対策) ○ 県こども家庭センターや市町の機能強化のほか、関係機関と連携した未然防止や早期支援に取り組み、児童虐待により死亡した子供の人数は0を維持している。 (障害のある子供への支援) ○ 特別な支援を必要とする生徒等への支援について、当該生徒等のうち個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している生徒等の割合が、全校種で100%に達するなど、支援体制の整備が進んでいる。	(社会的養育の充実・強化) ○ 改正児童福祉法(令和6年4月施行)で新たに児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターの設置を促進し、里親支援センター、関係施設、市町、県こども家庭センターが連携・協働して里親を支援する体制を構築する。 ○ 特別な支援を要する子供に対応するため、児童自立支援施設を含む県内施設の役割分担や連携体制が構築できるよう検討を進める。
課題(ポイントとなる部分に下線) (社会的養育の充実・強化) ○ <u>フォスタリング業務の民間委託や広報・啓発により、里親登録数は1.5倍に増えているものの、子供の委託がすぐにできない場合や、委託後の養育に困難が生じるケースなどがあることから、里親委託率は伸び悩んでおり、里親制度に対する更なる理解の促進や里親へのより手厚い支援が必要である。</u>また、児童養護施設等では、障害や被虐待歴があるなど、特別の支援を要する子供に対応するため、児童自立支援施設など専門性を有する施設との連携・役割分担が必要である。 (地域における重層的な障害児支援体制の構築) ○ 医療的ケアの専門性から、医療従事者の人材確保が難しいなどの理由により、医療型短期入所施設の定員数の増加に遅れが生じており、必要な時に利用が難しい状況にある。定員数の増加に取り組むとともに、一時預かりに対応する通所支援事業所の拡充など、レスパイトのニーズを充足する必要がある。 ○ <u>発達障害に係る受診が専門医療機関に集中しており、これらの機関において長期の初診待機が生じている。</u>専門医療機関の受診前に、的確なアセスメントや必要な支援へのつながりが十分行われる体制の構築など、地域における発達障害児の支援体制の現状や課題を明確化し、地域の実情に応じた専門性の高い相談支援体制の構築を支援する必要がある。 (特別支援教育に関する教員の専門性の向上) ○ <u>特別支援学校教諭免許状保有率が低く、教員の専門性の向上が必要な状況がある。</u>特別支援学級及び通級指導教室の増加に伴い、特別支援学級等を担当する教員も増加していることから小・中・義務教育学校の特別支援等の担当教員の特別支援学校教諭免許状未保有者の免許法認定講習の受講率を向上させ、免許保有率の向上につなげていく必要がある。	(地域における重層的な障害児支援体制の構築) ○ 医療型短期入所事業所の参入促進に向け、医療的ケア児等の利用を対象とする通所支援事業所の拡充を図る。 ○ 市町の地域支援体制の点検・評価、連携状況の把握・分析を行うツール(Q-SACCS)の活用促進を通じた、地域の実情に応じた支援体制の構築・強化を支援する。 (特別支援教育に関する教員の専門性の向上) ○ 引き続き、免許法認定講習を実施し、特に特別支援学級等の担当教員の免許状未保有者に対しては、機会を捉えて積極的な受講を促す。特別支援学級等の担当教員が講座で学んだ知識を活用できるよう、特別支援学級に関する実践的な内容を充実させること で、特別支援学級等の担当教員の受講促進を図る。加えて、免許法認定講習の受講希望者が講習を受講しやすい学校の体制づくりについて、学校管理職への理解・協力を得られるよう市町教育委員会と連携していく。また、特別支援学校の教員へ複数障害種の免許状の取得を促す取組を通じて、人事異動等による免許保有率への影響の軽減につなげる。

1 現行プランの振り返り

2 現状等を踏まえた見直しの方向

(1) 広島県の現状、各調査結果等

(2) 特に考慮する社会情勢の変化

(3) 次期プランに追加・拡充する事項等

3 次期プランの方向性・骨子案

(別紙 参考資料のとおり)

1 現行プランの振り返り

2 現状等を踏まえた見直しの方向

(1) 広島県の現状、各調査結果等

(2) 特に考慮する社会情勢の変化

(3) 次期プランに追加・拡充する事項等

3 次期プランの方向性・骨子案

特に考慮する社会情勢の変化等

1 人口構造・世帯構造の変化、少子化の進展

- ・ 少子化が進展し、総人口、特に年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少する。2020年に対する2050年の年少人口及び生産年齢人口は、県内すべての市町において減少が見込まれている。
- ・ 子供を持つ世帯数が減少し、そのうち核家族の割合は増加している。

2 社会の多様化、ライフスタイルの多様化、格差の拡大

- ・ 個人を重視する価値観の変化、ライフスタイルの多様化、グローバル化等により、子供・子育て家庭が抱える悩みが複雑化・多様化している。
- ・ 若者の理想のライフコースについて、両立コース「結婚し、子供を持つが、仕事も続ける」を希望する男女が増加するとともに、共働き世帯の割合が増加している。
- ・ 保護者の所得など、家庭の状況が子供の学力や体験の機会に影響を与えている状況があり、格差の拡大が懸念される。

3 感染症、自然環境等による生活習慣等の変化

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行は、集団活動や自然体験活動の減少、外出機会の減少、家族で過ごす時間の増加等の影響をもたらし、現在は種々の制限が解除され、流行前の状況に戻りつつあるが、心身の健康面への影響や、経済的な困窮に係る影響など、長期的な影響が懸念される。
- ・ 猛暑など自然環境の影響により、活動が制限されるなど、生活習慣の変化が懸念される。

4 デジタル技術の進展

- ・ あらゆる分野でDX(デジタルフォーメーション)が加速し、健康情報等の電子化、デジタルツールを活用した情報提供等が進むとともに、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用などにより、対面を要さないつながりやコミュニケーション手段が拡大している。また、メタバースや生成AI、6Gなど、新たな技術の出現・実用化が進んでいる。
- ・ 青少年(小学生、中学生、高校生)のインターネット利用率は上昇しており、また、県内学校においても、端末やネットワーク環境の整備が進んでいる。

5 子供・子育てに関わる主な法律の整備

- ・ 児童福祉法改正(R4):子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化 等
- ・ こども基本法施行(R5)・こども大綱策定(R5):「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども施策を総合的に推進 等
- ・ 子ども・若者育成支援推進法改正(R6):国及び地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記 等
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律・次世代育成支援対策推進法改正(R6):残業免除の拡大、育児のためのテレワークの導入が努力義務化、育児休業の取得状況の公表義務の拡大 等
- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律制定(R6):対象事業者の従事者の犯罪事実を確認する仕組みの創設 等

1 現行プランの振り返り

2 現状等を踏まえた見直しの方向

(1) 広島県の現状、各調査結果等

(2) 特に考慮する社会情勢の変化

(3) 次期プランに追加・拡充する事項等

3 次期プランの方向性・骨子案

次期プランに位置付ける「こども計画」の策定に当たっては、こども基本法において、国のこども大綱を勘案して策定するものとされていることから、こども大綱を踏まえて次の見直しを行う。

1 対象範囲の見直し

こども大綱においては、対象をこども・若者とし、おおむね30歳未満の者を対象としているため、現行プランの対象を見直す。

区 分	対 象
現行プラン	妊娠期から概ね18歳以下の全ての子供と子育て家庭及び子供を取り巻く社会の全ての構成員
次期プラン	妊娠期から概ね <u>30歳未満</u> の全ての子供・ <u>若者</u> と子育て家庭及び子供・ <u>若者</u> を取り巻く社会の全ての構成員

2 新たに追加する事項・拡充する事項

こども大綱においては、少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援施策、子供の貧困対策に係る事項が盛り込まれており、これを踏まえ下記事項を追加(拡充)する。

《少子化対策》

・就労支援 ・結婚支援 ・不妊治療支援

《子供の悩みへの支援》

・いじめ防止 ・性被害対策 ・子供の居場所づくり ・ヤングケアラー支援 ・ひきこもり支援

社会情勢の変化や各調査結果等を踏まえ追加・拡充を検討する事項（主なもの）

項目	現状等（「子供の生活に関する実態調査」等）	追加・拡充内容
ひとり親家庭	・ひとり親家庭の親は、経済的に困窮しており、子育てに関する相談で頼れる相手がいる割合が（ふたり親に比べて）低い。 ・ひとり親家庭の子供は、大学以上の進学希望者の割合が低い。	✓ ひとり親家庭の個々のニーズに応じた相談支援体制を整備 ✓ ひとり親家庭の子供が自らの希望する進路を考え、それを諦めずに済むよう、就学支援に関する情報提供や、市町による無料学習教室などの取組を支援
子供の居場所	・悩み事があるとき、相談できる相手がいないと回答した子供は、相談相手がいる子供に比べて、日々の生活への満足度が低くなっている。 ・子供食堂や無料の学習教室など、子供の「居場所」を「利用したことがある」又は「あれば利用したい」と思っている子供は、全体の約4～6割おり、利用したことのある子供では、6～8割が何らかの良い変化があったと感じている。	✓ 子供・若者が自身の課題を抱え込み孤独になってしまわないよう、子供・若者に身近な相談手段の充実、相談しやすい環境の整備や、多様な居場所づくりを推進
ヤングケアラー	・ヤングケアラーにあてはまると思うと回答した子供は1～2%程度、『分からない』との回答が2～3割であった。 ・家族の世話をしている子供のうち、「きょうだい」の世話をしていると回答した子供が多いが、「父母」や「祖父母」の世話をしていると回答した子供も一定数存在している。	✓ ヤングケアラーに係る相談窓口の周知や理解促進、及び関係機関等の情報共有と連携が図られる相談支援体制づくり (関係者への聞き取りを実施し、その結果を踏まえて今後検討)
社会で活躍するために必要な資質・能力	・小学生・中学生・高校生へのアンケート調査において、特に力を入れてほしい本県の子供に関する政策については、「小・中・高で将来社会で活躍するために必要な力をつける」が最も回答割合が高かった。	✓ 児童生徒の主体的な学びを促す教育活動の一層の推進

社会情勢の変化や各調査結果等を踏まえ追加・拡充を検討する事項（主なもの）

項目	現状等（「少子化対策・子育て支援に関する調査」等）	追加・拡充内容
子供を持ちたいという希望の実現の後押し	・既婚者の約3割が希望の子供数を持てていない。 ・希望の子供数を持たない理由として、経済的負担に係る理由が最も多く、次いで、時間的余裕がないとの理由が多かった。 ・子供がいない夫婦では「ほしいができない」「不妊治療の負担」が上位。	✓ 不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減し、妊娠・出産しやすい環境づくりを推進 ✓ 若い世代や子供の年齢が低い世代から、将来の経済的負担に対する不安の軽減を図れるよう、ライフステージに応じた各種支援制度を周知 （その他、オープンな議論により県民の意見もききながら今後検討）
共育て	・若者の理想のライフコースについて、両立コース「結婚し、子供を持つが、仕事も続ける」を希望する男女が増加している。 ・共働き世帯の割合が増加している。 ・家事・育児の負担が女性に偏っている。	✓ 男性の家事・育児への参画を促進

1 現行プランの振り返り

2 現状等を踏まえた見直しの方向

(1) 広島県の現状、各調査結果等

(2) 特に考慮する社会情勢の変化

(3) 次期プランに追加・拡充する事項等

3 次期プランの方向性・骨子案

基本理念・目指す社会像

【考え方】

- ・基本理念は、現行プランにおいて、将来にわたって目指す社会像として設定したものであるため、現行の記載を基本とし、新たな取組である少子化対策や若者育成支援の要素を加えた記載に一部変更する。
- ・目指す社会像は、現行プランの領域ごとの社会像を基本としつつ、新たな取組の要素を踏まえて変更する。

【基本理念】

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現

(趣 旨)

広島で生まれ、育つすべての子供たちが、生まれる前から、その成育過程において、家庭の経済的な環境や、教育・文化的環境などの育っていく環境に左右されることなく、必要に応じて支援や配慮を受けながら健やかに育ち、現在や将来に、夢や希望を持つことができる。そして、夢や希望の実現に必要な知識、スキル、意欲・態度、価値観・倫理観を身に付けることができ、いつでもチャレンジすることができる環境の実現を目指します。

目指す社会像

【領域Ⅰ】 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力	すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。
【領域Ⅱ】 子供たちが生まれ育つ環境	地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供たちと子育て家庭が、安心して暮らしています。また、結婚・妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。
【領域Ⅲ】 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境	様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

モニタリング指標

目標値は設定しないものの「将来にわたって目指す社会像」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と合わせて、次の指標の動向を注視する。

指 標	現状(R4)
広島県(自分の住む地域)で子育てをしたいと思う親の割合	93.6%

(こども家庭庁「母子保健事業の実施状況調査」)

指 標	現状(R5)
広島県(自分の住む地域)が好きだと思う子供の割合	小学校: 92.1% 中学校: 84.1%

(広島県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」)

指 標	現状(R5)
合計特殊出生率(広島県)	1.33

(厚生労働省「人口動態統計調査」)

施策体系と取組の方向性（１）

施策体系と取組の方向性（１）

施策体系		取組の方向性
【領域Ⅰ】子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力		
柱１ 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進		
(１) 乳幼児期における教育・保育の充実	○各園・所等における質の高い教育・保育の推進及び計画的な人材育成への支援 ○各学校における幼保小連携を前提とした、乳幼児教育の基本的な考え方を生かした教育活動の推進 ○家庭教育に関する市町担当者への子育て支援・家庭教育支援の理解促進と支援体制の構築への支援	
(２) 家庭教育を支援する環境の整備		
柱２ 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成		
(１) 主体的な学びを促す教育活動の推進	○主体的な学びを促す教育活動の推進については、教科等横断的な視点での各学校のカリキュラムの質的改善及び若手教員の育成 ○SSRの設置促進や教育支援センターの充実による不登校等児童生徒の支援の在り方・考え方の普及 ○生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力の向上及びＳＣ、ＳＳＷの人材確保、専門性の向上 ○生徒のキャリア形成につながる個別支援の充実、生徒が自身のキャリアについて考える機会の提供 ○個々の児童生徒のつまずきに対応した指導の充実及び日本語指導が必要な児童生徒を担当する教員への日本語指導への理解促進 ○家庭や地域、企業と連携した取組による基本的な食習慣を身に着ける機会の提供 ○市町、学校、歯科医等と連携した、児童生徒の歯磨き習慣の定着等とう蝕予防対策の推進 ○児童生徒の体力の向上に関する教員の指導力の向上及び授業改善の推進	
(２) 生徒指導及び教育相談体制の充実		
(３) キャリア教育・職業教育の推進		
(４) 学びのセーフティネットの構築		
(５) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立		

施策体系と取組の方向性（２）

施策体系と取組の方向性（２）

施策体系	取組の方向性(拡充する取組に下線)
【領域Ⅱ】子供たちが生まれ育つ環境	
柱１ 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備【新規】	
(１) 将来を見通せる経済的基盤づくり【新規】	○若者への就労支援（調整中）、人生設計を考える機会の提供、ライフステージに応じた各種支援制度の見える化
(２) 結婚を希望する人への支援【新規】	○様々な主体による若者の出会いの機会の創出を支援
(３) 不妊治療等支援体制の充実【新規】	○妊娠・出産の希望を持つ夫婦が、正しい知識を得て、早期に適切な治療を開始することを支援 ○不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減し、妊娠・出産しやすい環境づくりの推進
柱２ 妊娠期からの見守り・支援の充実	
(１) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	○子育て家庭の安心感の醸成に向けた、 <u>「ひろしまネウボラ」の全県展開及び予防的支援の仕組みの構築と実施市町の拡大</u>
(２) 妊産婦支援・母子保健等の推進	○妊産婦や乳幼児を漏れなくフォローできるよう関係機関と連携した支援体制の構築
(３) 周産期・小児医療体制の確保	○低出生体重児や多胎児等、発育、発達、疾患等の配慮が必要な乳幼児や保護者への支援の充実 ○周産期医療及び小児医療に係る、各圏域の中核となる病院への集約化・重点化に向けた一体的な検討
柱３ 子供の悩みに対する支援・居場所の充実【新規】	
(１) 子供の心のケアの充実【新規】	○児童生徒のこころの相談窓口に係る、相談者のニーズに応じた相談手段の充実及び広報、相談対応職員のスキルアップによる相談体制の充実
(２) 子供の性被害への対策の充実【新規】	○児童生徒への各学校の相談窓口の周知徹底やSOSの出し方等の教育の推進及び教職員の適切な対応、実践的な指導力の向上
(３) 不登校の子供への支援【新規】	○性犯罪・性暴力被害者の相談窓口に係る、子供・若者に対する情報発信や啓発活動の強化
(４) ヤングケアラーへの支援【新規】	○子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないための「生命の安全教育」の各校における効果的な実施の推進
(５) ひきこもり支援等の充実【新規】	○ヤングケアラーに係る相談窓口の周知や理解促進、及び関係機関等の情報共有と連携が図られる相談支援体制づくり
(６) 子供の居場所づくりの推進【新規】	○ひきこもり支援に係る支援機関・団体相互の連携の促進及び支援従事者の人材育成、就労に向けた支援 ○地域におけるこどもの居場所を提供する活動への支援、多様なこどもの居場所の形成に向けた検討

施策体系と取組の方向性（3）

施策体系と取組の方向性（3）

施策体系	取組の方向性（拡充する取組に下線）
（続き）【領域Ⅱ】子供たちが生まれ育つ環境	
柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備【新規】	
（1）子育てを応援する職場環境の整備	○柔軟で多様な働き方ができる労働環境の整備及び企業価値の向上につながる人的資本経営の促進
（2）質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	○育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進 ○保育士の確保に向けた、潜在保育士の復職支援や就職説明会等の実施、離職防止のための職場環境づくりの推進
（3）放課後児童クラブの充実	○多様なニーズに応じた保育環境の整備、保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の資質向上 ○研修実施による放課後児童支援員の確保及び資質向上、好事例の横展開や求人情報の提供による市町の人材確保への支援
（4）共育での推進【新規】	○自然保育の認知度向上及び実施施設の質の向上 ○男性の家事・育児への参画促進に向けた意識啓発
柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	
（1）みんなで子育て応援の推進	○イクちゃんサービスの更なる普及促進や県民への啓発の実施など、社会全体で子育てを応援する気運の醸成
（2）子育て住環境の整備	○子育て家庭のニーズに応じた支援ツールの提供、情報発信
（3）子供と子育てにやさしいまちづくりの推進	○子育てに資するマンションへの認識を高める機運の醸成、子育て世帯のニーズに応じた制度の見直しの検討
（4）子供の防災の取組の推進	○子育て家庭が外出しやすいまちづくりに向けた、公共交通機関や都市公園等のバリアフリー化の推進 ○防災教育の推進、地域において避難支援を受けられる体制の確保を目的とした市町の体制づくりの支援
（5）子供の防犯・非行防止の取組の推進	○学校や地域、関係団体等と連携した犯罪防止教室の開催等、子供の防犯意識の向上に向けた取組の強化 ○インターネットの適正利用に係る子供の発達段階に応じた啓発活動及び保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発
（6）子供の交通安全の取組の推進	○条例に基づく立入調査等による有害環境の改善等、青少年を取り巻く社会環境の整備 ○市町や交通安全団体等と連携した、交通安全教育等の充実

施策体系と取組の方向性（４）

施策体系と取組の方向性（４）

施策体系	取組の方向性(拡充する取組に下線)
【領域Ⅲ】配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境	
柱１ 児童虐待防止対策の充実	
(１) 児童虐待防止に向けた理解の促進	○子供への体罰の禁止や子供に及ぼす悪影響、望ましい子育て方法等についての県民への周知による、早期の相談や体罰・暴言等によらない子育ての推進
(２) こども家庭センターの機能強化	○専門性の高い相談援助業務を行うための、組織体制の強化や職員の専門性の向上 ○県と市町との適切な役割分担と連携による県全体の虐待防止体制の強化
(３) 市町の機能強化の支援	○母子保健機能と児童福祉機能が一体化した市町こども家庭センターの設置促進 ○市町こども家庭センター職員の資質向上や要支援家庭のニーズに応じた事業の活用促進
柱２ 社会的養育の充実・強化	
(１) 里親委託等の推進	○里親制度の更なる普及・啓発による理解の促進、市町や地域における里親を支える環境づくりの推進 ○里親支援センターの設置促進、里親支援センター・関係施設・市町・県こども家庭センターの連携・協働による里親支援体制の構築
(２) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等	○施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化に向けた施設整備や運営支援、職員の確保・育成支援 ○特別な支援を要する子供に対応するため、児童自立支援施設を含む県内施設の役割分担や連携体制構築の検討
(３) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進	○社会的養護のもとで生活している子供への、自立に必要な知識やスキル習得の支援、退所した若者のニーズに応じて生活、就学、就労などの支援が行える体制の構築
柱３ ひとり親家庭の自立支援の推進	
(１) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実	○ひとり親家庭を個々のニーズに応じた支援に繋げるための相談支援体制の整備
(２) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実	○ひとり親家庭の子供が希望する進路の実現を目指すために必要な情報提供や学習支援
柱４ 障害のある子供等への支援	
(１) 地域における重層的な支援体制の構築	○市町の地域支援体制の点検・評価、連携状況の把握・分析を行うツール（Ｑ—ＳＡＣＣＳ）の活用促進を通じた、地域の実情に応じた支援体制の構築・強化の支援
(２) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	○医療型短期入所事業所の参入促進に向けた医療機関等への働きかけ、及び医療的ケア児等の利用を対象とする通所支援事業所の拡充や、医療的ケアに対応できる看護職員等の人材育成
(３) 教員の専門性の向上	○個別の教育支援計画の活用による、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目ない支援体制の整備
(４) 特別支援学校における教育の充実	○特別支援学校教諭免許状の取得を促進、及び研修等を通じた、通常の学級を含めた全ての学びの場における指導の充実 ○就業体験や職場実習の機会の提供による生徒の就職に対する意欲向上

次期プランの特に注力する分野

子供・子育てに係る施策を総合的に推進する中でも、生涯にわたる人格形成の基礎を 培う時期である「乳幼児期における取組」と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待をはじめとした様々な困難から「子供・若者を守る取組」に、特に注力していく。

1 乳幼児期における取組

乳幼児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である。特に、胎児・乳幼児期における環境要因がその後の健康状態などに影響を及ぼすこと、また、乳幼児期における教育・保育がその後の学校教育における生活や学習の基礎となる重要な役割を担うものである。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様であるが、その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者の就労・養育状況を含む子供の置かれた環境等に十分に配慮しつつ、支援を行う必要がある。

本県においては、「乳幼児教育支援センター」を拠点とした質の高い教育・保育の推進や、「ひろしまネウボラ」の構築をはじめとした妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくりに取り組んでいるが、乳幼児教育の基本的な考え方の理解の浸透や、ネウボラの相談先としての認知など、取組は途上にある。

乳幼児期において愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、遊びや他者との関わりを通じて力強く生き抜く力を育み、自己肯定感をもって成長することができるよう「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を一層大事にし、取組を進める。

【主な取組】

- 各園・所等における質の高い教育・保育の推進及び計画的な人材育成への支援
- 各学校における幼保小連携を前提とした、乳幼児教育の基本的な考え方を生かした教育活動の推進
- 家庭教育に関する市町担当者への子育て支援・家庭教育支援の理解促進と支援体制の構築への支援
- 多様なニーズに応じた保育環境の整備、保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の資質向上
- 子育て家庭の安心感の醸成に向けた、「ひろしまネウボラ」の全県展開及び予防的支援の仕組みの構築と実施市町の拡大

2 子供・若者を守る取組

孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの増加等、子供・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化している中、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援がさらに求められている。

児童虐待は、子供の心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、決して許されるものではないが、一方で、虐待に至った背景には、親自身の被虐待体験や子育てへの困り感、孤独・孤立など、様々な困難を抱えている場合がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している中、そうした家庭や子供のSOSを早期に発見し、母子保健と児童福祉の包括的な支援を実施するとともに、親子分離が必要な場合は、子供の意見表明権を尊重しながら、家庭養育優先原則を踏まえ、一時保護や親子関係再構築等の支援を行っていく必要がある。

また、児童生徒の抱える課題が多様化・複雑化する中、学校、教職員だけでは対応が困難な事案や、長期的な支援を要する事案が増加しており、子供たちが課題を抱え込んで孤独になってしまわないよう、相談しやすい環境や、多様な居場所づくりを進めていく必要がある。

【主な取組】

- 児童虐待防止対策のさらなる充実・強化及び家庭養育優先原則を踏まえた支援の促進
- 子供・若者に身近な相談手段・相談体制の充実
- 学校現場におけるSOSの出し方等の教育の推進及び教職員の適切な対応、実践的な指導力の向上
- 性犯罪・性暴力被害者が被害を抱えず相談できる環境の整備及び被害者・加害者・傍観者とならない教育の推進
- ヤングケアラーに係る理解促進や、関係機関等の情報共有・連携した相談支援体制づくり
- ひきこもり支援に係る支援機関の連携の促進及び人材育成、就労に向けた支援
- 地域におけるこどもの居場所を提供する活動への支援、多様なこどもの居場所の形成に向けた検討